

-新たに**従業員の出産・育児休業等**がある予定のお客様必見！



両立支援等助成金

をご存知ですか？

両立支援等助成金とは…

1

雇用保険に加入中の従業員が育休を取得・復帰した場合…

受給額

57万円/人

2

育休取得者の業務を代替する者を新たに採用した場合…

受給額

47.5万円

3

育休から復帰した従業員の支援制度を社内に導入した場合…

受給額

28.5万円

この他にも…

國村公認会計士事務所 顧客様限定で

受給できる可能性が高い助成金を**“無料”**で選定します！

例えば… 従業員5人以下の会社の場合、平均約300万円が受給可能！

まずは御社がいくら受給できるのか

“無料”

受給額診断

<https://00m.in/a5QgK>



※助成金の専門家「TRIPORT株式会社」よりご連絡させていただきます。

國村公認会計士事務所

〒760-0080 香川県高松市木太町1870-1

info@kunimura-cpa.jp 087-813-0826

<http://www.kunimura-cpa.jp/>